

第七回 参議院建設委員会會議録第十一号

昭和二十五年三月二十九日(水曜日)午前十時五十四分開会

本日の會議に付した事件

○連合委員会開会の件

○連合国軍人等住宅公社法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(中川幸平君) 只今から建設委員会を開会いたします。本日は連合国軍人等住宅公社法案と請願の第三十七号の御審議を願うことになっておりますが、その先にちよつとお諮りいたして置きます。北海道開港法案を内閣に付託されておりますが、本建設委員会と相当関係のあることでありますから、連合審議の申込を要求するかどうかという点と、それから昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案、これを大蔵委員会に付託されております。これも本委員会で非常に関心を持たねばならぬ問題でありますから、連合の要求をするか否かという二つのことをお諮りいたします。もう一度申し上げます。北海道開港法案、これは内閣に付託されておる、それから昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案、これは大蔵委員会に付託されております。両法案について連合審議を要求するかせぬかという事柄をどういたしましたでしょうか。

○赤木正雄君 今の問題は建設と非常に関係がありますからして、連合審議を御要求になつたらどうですか。

○委員長(中川幸平君) 御異議ございませんか。

○委員(中川幸平君) それでは御異議ないものとして、さよう申込むことに決定いたします。

○委員(中川幸平君) それでは連合国軍人等住宅公社法案について、提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(根道廣吉君) 只今議進となりました連合国軍人等住宅公社法案の提案理由を御説明いたします。

○委員(中川幸平君) それでは連合国軍用の住宅が未だ十分でない現状に鑑みまして、政府といたしましては、この際米國対日援助見返資金を利用して、連合国軍用の住宅を建設して、これを連合国軍人等に賃貸することといたしました。この目的のために特に連合国軍人等住宅公社という公社を設立して、その住宅建設及び賃貸料徴収の業務を行わしめることに相成りましたので、本法案を提案いたします。次第であります。

○委員(中川幸平君) 本公社は、その性格におきましては、従来の専売公社、日本国有鉄道等の公法人と同様でございます。本法案の概要を御説明いたしますならば、第一に、公社の目的は、第一條におきまして「連合国軍領軍の軍人及び連合国軍領軍に附属し、又は随伴する連合国軍並びにこれらの者の家族の使用する住宅を建設して、これを連合国軍人等に賃貸すること」となっております。第二は、援助資金を本目的に運用することができまうように、その第五條にお

きまして、米國対日援助見返資金特別會計法第四條に規定する同資金運用の目的を拡張した点であります。第三は、本建設が従来特別調達庁で行なつて来ております連合国軍用住宅の建設と同様の性質である点と、急速建設の必要に迫られております点から考へまして、本公社の理事長以下の役員及び職員を、すべて特別調達庁の職員から兼任せしめて、特別調達庁と表裏一体の関係に立たせしめまして、以て別個に職員を募集して公社を設立することによる國費の増加と建設の遅延を避けることとしたわけでありませう。第四に、公社の經理に関する事項といたしましては、住宅の建設費は援助資金の借入金で支弁いたしますが、住宅の維持修理は終戦処理費で行い、公社の事務費は特別調達庁との表裏一体の関係からいたしまして、特別調達庁の庁費として支出することといたしました。その他は国有財産を公社に無償で貸与する途を開いたことと、公社成立まで特別調達庁で公社の事務を代行すること以外、国税、地方税の不課税に関する点、概ね他の公法人に共通的な事項に関する規定であります。

○委員(中川幸平君) 尚この法案は衆議院で修正になつておりますので、修正の点について政府から御説明をちよつとお願ひいたしましたと思ひます。

○政府委員(根道廣吉君) 衆議院で修正に相なりました点を申し上げますと、第七條に一項を加へまして、都道府県とか、市町村、その他これに準ずるものは、公社に対して地方税を課するることができない。但し、鉱産税、入場税、酒消費税、電気ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割についてはこの限りでない。それからもう一つは、第十七條中「連合国軍最高司令官の命令に基き」というのを削ること。それから附則第十一項を削る。こういう修正でございます。

○委員(中川幸平君) 地方税を課さないということをごに明記いたしましたのは、実はこの法案を提出いたしましたときには、地方税法の改正が先になるものであらうと予想いたしました。その改正案を盛込んだものであります。現在まだ審議未了の法案の改正をすることは適當でございませぬので、その技術的手続上、当然にこういう修正をして、現法令に基いての附加税の項目を加へなければならぬ。こういうようなことになつたわけでございます。それから第十七條中の「連合国軍最高司令官の命令に基き」という字句を削除いたしましたのは、これは我が國の置かれております現状から考へまして、こういう字句は必要がないから、ない方がよろしからうという考へに基いたものでございませぬ。

○北條秀一君 今この修正案、市町村その他これに準ずるものというものは、具体的にどういふものが問題になりますか。

○政府委員(岩永賢一君) それは市町村の関係で、市町村の中の区とかいふものであります。

○北條秀一君 その東京の区の場合、それはどういふような言い方をしておるのでしようか。従来の法律ではどういふか。

○政府委員(岩永賢一君) 従来の、現在ありませぬ専売公社とか、日本国有鉄道法という公法人が、こういうような規定の仕方になつております。現在のところ……この通りでございます。

○仲子隆君 従来あるところの住宅、今日もありませんが、それは何にも組織なしに、あれでできておつて、今度これから新たにこの公社ができるという形になるのであるか、これからできる建物についてやるのであるか、従来のものも皆加えたものを考へるのであるか、従来は何があつたか、これらを説明して貰ひたい。

○政府委員(根道廣吉君) このたび作りますものは、所有及び管理に属することになります。従来ありますものは、政府直接の所有でございます。そうして又その管理につきましては國が直接に面倒を見て参る建前になつております。

○北條秀一君 従来の政府の説明によりますと、今回出ました連合国軍人等



松崎、土肥、修善寺、三島に至る路線は旧態依然として何等改善されず昔のままの果道および町道を使用しているので、輸送機関の破損はなほだしく交通事故がひん発している実状であるから、本路線を国道に編入して国道としての施設をすみやかに実施せられたいとの請願。

第二三六五号 昭和二十五年三月 八日受理  
猪名川支流えん堤工事施行に関する請願  
請願者 兵庫果川辺郡六瀬村長 大西義隆外十三名  
紹介議員 赤木正雄君

兵庫果下の猪名川支流は豪雨毎に土砂を流出し、去る昭和二十年十月には見ることがない程の被害を受け、これが本流と合した箇所において水田一町歩余を荒廃させ、復旧の見込みない状態となつたが、今日に至り漸く復旧した有様である。また同支流の流域にある五町歩余の耕地にかんがい用水としてのため池がないためかん害を受けることははなほだしく、同支流はえん堤工事を実施したため池に利用すれば一石二鳥の利益となるから、すみやかに同支流えん堤工事を実施せられたいとの請願。

第二三七七号 昭和二十五年三月 八日受理  
戦災都市復興事業費国庫補助増額に関する請願  
請願者 鹿児島市議会議長 岩切重秀  
紹介議員 島津忠彦君 西郷吉之助君

戦災都市における経済的窮乏は実には

なほだしく、復興は意の如くならない現状であるから、戦災復興都市計画事業の国庫補助率を従来の八割に還元せられたいとの請願。

第一三九四号 昭和二十五年三月 八日受理  
安曇川砂防工事施行に関する請願  
請願者 滋賀県高島郡朽木村長 松浦利次君外七名  
紹介議員 西川甚五郎君

滋賀県高島郡地内を貫通する安曇川は、同郡内農地の大部分をかんがいしているが流域の治水施設が不備なため、しばしば水災とかん害に禍され、ことに昨年七月の（スター）台風により被害は極めてじん大で、いまなお復旧できない実情にあり、このままでは再び災害を繰り返すことが予想されるから、流域住民の民心安定、食糧増産および産業振興の見地より、本川上流の山崩れとこれに伴う土砂流出を防止するため砂防工事を徹底的に施行せられたいとの請願。

第一四〇四号 昭和二十五年三月 八日受理  
栃木県中村大沼地内鬼怒川に架橋の請願  
請願者 栃木県芳賀郡真岡町長 飯山貞三郎外二十七名  
紹介議員 大島定吉君 岡田喜久治君 植竹春彦君

栃木県芳賀郡地方における重要物資の輸送および需要物資の搬入等は、総て府県道宇都宮水戸線中の河内郡平石村地内の鬼怒橋または茨城県結城郡絹川村地内の鬼怒橋を経由するほかないため、本県南部および群馬県方面との連絡が遠廻りとなり、当地方の産業文化

の発達と影響が大きければかりでなく、一朝有事の際当地方一帯は孤立無援に陥る虞があるから、府県道真岡石橋線中栃木県芳賀郡中村大字大沼地内に鬼怒橋を架橋せられたいとの請願。

第一四〇六号 昭和二十五年三月 九日受理  
伊豆半島観光循環道路建設促進に関する請願  
請願者 静岡県伊東市長 石川哲外十九名  
紹介議員 平岡市三君

伊豆は風光明媚、気候温暖温泉各所にゆり出し、また林産物、海産物に富み観光地としても最適であり、近來外人の自動車旅行者は急増加したので緊急に道路の整備を必要としているが、当地方は交通に恵まれず二十年も立遅れている視があるからさきに建設省、運輸省、厚生各省の合同委員会において決定した伊豆循環観光道路の建設をすみやかに実施せられたいとの請願。

第一四〇七号 昭和二十五年三月 九日受理  
熱海、三島両市間道路舗装に関する請願  
請願者 静岡県熱海市市長 宗秋月  
紹介議員 平岡市三君

熱海、箱根は観光地として国際的に知られ、多数の外人観光客を吸引しているが、静岡県側の熱海、箱根、三島間の道路は悪路の上箱根山、十国峠の山岳は急こう配道路で危険な状態にあり、国際的重要地をつなぐこの道路の整備舗装は緊急を要する問題であるから、すみやかに工事を実施せられたいとの請願。

第一四〇九号 昭和二十五年三月 九日受理  
伊東市、下田町間道路拡張等に関する請願  
請願者 静岡県伊東市長 石川哲外十九名  
紹介議員 平岡市三君

伊東市、下田町間の果道は、伊豆東海岸唯一の交通路線であるが、幅が狭い上路面がはなほだしく悪く、各種自動車の往復も困難な実情であるから、当地方の交通事情を緩和するとともに、観光事業の振興を図るため、本果道の幅を拡張路面の舗装を実施せられたいとの請願。

第一四一〇号 昭和二十五年三月 九日受理  
新丹那トンネルを国道に指定の請願  
請願者 静岡県熱海市市長 宗秋月  
紹介議員 平岡市三君

新丹那トンネルは東海道本線の弾丸列車のために十数年前より巨額の費用を計上して工事を継続中のところ、終戦の結果中止されているが、工程は約半ばまで進み、このまま廃坑とすることは国家経済上じんだなる損失である。しかして工事を続行し、トンネルの貫通をはかつて、東海道の大動脈として国道として利用し、貨物の運送とくに地元伊豆東海岸地帯と三島、田方、沼津方面の交通運輸に連絡利用の途を開けば、余、曲折、急坂の箱根越え輸送の不利不便は解消されることとなるから、すみやかに工事を復活せられたいとの請願。

第一四一三三号 昭和二十五年三月 九日受理

住宅金融公庫法案中一部修正に関する請願  
請願者 東京都中央区日本橋本町三ノ九  
紹介議員 藤井丙午君

今回提出される住宅金融公庫法案は、一般住宅の建設を目的とし、融資の対象も個人、住宅組合および特殊な建築会社が労働者用住宅を建設するため融資を受けることは不可能であることであるが、かくては産業の復興安定に寄与している勤労大衆の住宅不足は容易に解決されないから法案中融資の対象に産業企業体を加える等の諸点について修正せられたいとの請願。

第一四四一号 昭和二十五年三月 十日受理  
住宅金融公庫法案中一部修正に関する請願  
請願者 東京都中央区日本橋室町一ノ七全国鉄鋼厚生協議会内 水津利輔外一名  
紹介議員 藤井丙午君

この請願の趣旨は、第一四一三三号と同じである。

第一四四〇号 昭和二十五年三月 十日受理  
アイオン、キティ台風による災害復旧工事促進の請願  
請願者 岩手県上閉伊郡上郷村 長 荻野祐治郎外十五名  
紹介議員 川村松助君

二十四年と相次いで起つたアイオン、キティ両台風によつて、かつて見ない災害をこうむつたが、未だに復旧工事も施行されず放置されている現状であるから、すみやかに国費をもつて復旧工事を施行せられたいとの請願。

第一四七二号 昭和二十五年三月十三日受理

釜石市特別都市計画火防線街路幅員縮小に関する請願

請願者 岩手県釜石市長 澤田 權左エ門

紹介議員 千田正君

三陸沿岸唯一の良港を持つ釜石市は、両度にわたる戦災を受けて焼土と化したが、現在は特別都市計画事業を実施して、着々復興しつつある。しかし今般施行される都市計画により、幅員三十六メートルの火防線街路が、予定されているが、設置箇所は家屋が密集しているため、家屋移転に伴う各種の困難が予想されている。しかし、火防線の幅員を、三十メートルに縮小しても、沿線を防火建築とし、常備消防を設置することによつて、その価値を失わないから、これらの点を考慮の上、三十六メートルに予定されている火防線街路の幅員を三十メートルに縮小せられたいとの請願。

第一四九七号 昭和二十五年三月十四日受理

新荒川堤防補強工事促進に関する請願

請願者 東京都江東区議會議長 武田富藏

紹介議員 遠山丙市君

り被害を受けたまま放置せられているため、再び台風が来襲すればすでに損傷している堤体は欠潰して海水は地盤低位の東京都江東区全域にはん濫するとともに、目下巨費を投じて完成を急いでいる各河川護岸の補強工事は一朝にして崩壊する危険状態にあるから、本年台風季節までに堤防の補強工事を完成せられたいとの請願。

第一四九八号 昭和二十五年三月十四日受理

江東区内改良下水道本管敷設工事促進に関する請願

請願者 東京都江東区議會議長 武田富藏

紹介議員 遠山丙市君

東京都江東区深川越中島附近地域一帯は、下水道本管が敷設されてないため、汚水が自然流下によつて河に放流されているが、高潮の場合、逆流して衛生上放置できない実情にある。また亀戸町を始めとする北砂町地域一帯は、排水ポンプによつて悪水を排水している実情であるから、かつて必要性を認められ工事が計画されたにもかかわらず戦争のため中止となつていた本地域の下水道本管敷設工事をすみやかに実現せられたいとの請願。

第一五〇五号 昭和二十五年三月十四日受理

住宅金融公庫法案中一部修正に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋室町一ノ七日本鉄網連盟

紹介議員 藤井丙午君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同

じである。

第二五三三号 昭和二十五年三月八日受理

国土開発法または地方開発法制定促進に関する陳情

陳情者 鳥取県議會議長 中田吉雄

狭い国土と乏しい資源の中に多数の人口を要するわが国において、民生の安定向上を図るためには、残された国土および資源を最高度に利用開発または保全することによつて、経済的基盤を確保する必要がある。しかるに国土開発についての基本方針が決定していないため、地方の未開発地域開発に支障が多いから、国土開発法または地方開発法の制定を促進せられたいとの陳情。

第二五九号 昭和二十五年三月十日受理

国土開発法または地方開発法制定促進に関する陳情(四十九通)

陳情者 東京都知事 安井誠一郎

外五十四名

この陳情の趣旨は、第二五三三号と同じである。

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

- 一、熱海国際観光温泉文化都市建設法案(衆)
- 一、伊東国際観光温泉文化都市建設法案(衆)
- 熱海国際観光温泉文化都市建設法案
- 熱海国際観光温泉文化都市建設法案

(目的)

第一條 この法律は、国際文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに観光温泉資源の開発によつて経済復興に寄与するため、熱海市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 熱海国際観光温泉文化都市を建設する都市計画(以下「熱海国際観光温泉文化都市建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際観光温泉文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 熱海国際観光温泉文化都市を建設する都市計画事業(以下「熱海国際観光温泉文化都市建設事業」という。)は、熱海国際観光温泉文化都市建設計画を実施するものとする。

(事業の援助)

第三條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、熱海国際観光温泉文化都市建設事業が第一條の目的に達し重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(特別の助成)

第四條 国は、熱海国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するためには、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を讓与すること

ができる。

(報告)

第五條 熱海国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進捗状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に對し、熱海国際観光温泉文化都市事業の状況を報告しなければならない。

(熱海市長の責務)

第六條 熱海市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、熱海国際観光温泉文化都市を完成することについて、不断の活動をしなければならぬ。

(法律の適用)

第七條 熱海国際観光温泉文化都市建設計画及び熱海国際観光温泉文化都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により熱海市の住民の投票に付するものとする。  
3 この法律施行の際現に執行中の熱海都市計画事業は、これを熱海国際観光温泉文化都市建設事業とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定による手続を経て、これを変更しなければならない。

伊東国際観光温泉文化都市建設法  
案

伊東国際観光温泉文化都市建設法

法

(目的)

第一條 この法律は、国際文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに観光温泉資源の開発によつて経済復興に寄与するため、伊東市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 伊東国際観光温泉文化都市を建設する都市計画(以下「伊東国際観光温泉文化都市建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際観光温泉文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 伊東国際観光温泉文化都市を建設する都市計画事業(以下「伊東国際観光温泉文化都市建設事業」という。)は、伊東国際観光温泉文化都市建設計画を実施するものとする。

(事業の援助)

第三條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、伊東国際観光温泉文化都市建設事業が第一條の目的に於て重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(特別の助成)

第四條 国は、伊東国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため

に必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を讓与することができる。

(報告)

第五條 伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進捗状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に對し、伊東国際観光温泉文化都市事業の状況を報告しなければならない。

(伊東市長の責務)

第六條 伊東市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、伊東国際観光温泉文化都市を完成することについて、不届の活動をしなければならぬ。

(法律の適用)

第七條 伊東国際観光温泉文化都市建設計画及び伊東国際観光温泉文化都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定に依り、伊東市の住民の投票に付するものとする。  
3 この法律施行の際現に執行中の伊東都市計画事業は、これを伊東

国際観光温泉文化都市建設事業とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定による手続を経て、これを變更しなければならない。

三月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、首都建設法案(衆)予備審査のための付託は三月二十三日)

三月二十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、連合国軍人等住宅公社法案(予備審査のための付託三月二十三日)

昭和二十五年四月十日印刷

昭和二十五年四月十一日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所